

# 4月から、国民健康保険制度 が変わります

平成27年5月27日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、国民健

康保険制度が改正されます。  
☎ 保険年金課国民健康保険係 (☎ 042-387-9833)

## 制度改革後の国民健康保険の運営について

これまで市町村ごとに国民健康保険の運営を行ってきましたが、4月からは都道府県も市町村とともに保険者となり、国民健康保険の運営を行います。

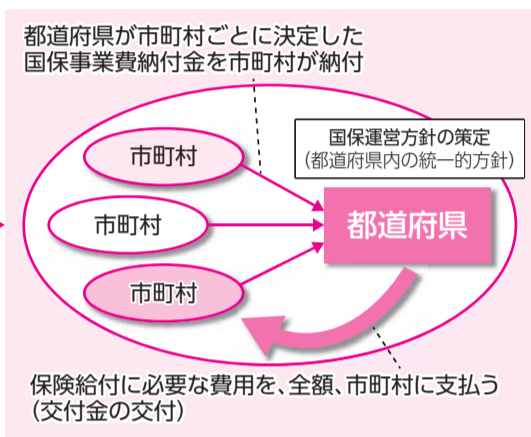
### 【現行】

市町村が個別に運営



### 【改革後】

都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



## 制度改革によって変わる事

### ■都道府県単位での資格管理

これまでは他市町村へ住所異動した場合、資格喪失となりましたが、4月以降は同一都道府県内の他市町村へ住所異動した場合には、資格喪失とはならず、資格が継続されます。

ただし、異動先の市町村において、被保険者証が発行されますので、これまで通り被保険者証の交付手続きが必要です。

### ■保険証等の様式変更

4月以降は都道府県も市町村とともに保険者となることから、保険証等の様式が変わります。

ただし、現在交付されている保険証等については、記載されている有効期限までは引き続き使用することができます。

### ■高額療養費の多数回該当に係る該当回数の引き継ぎ

これまでは他市町村に住所異動した場合、国民健康保険の資格を喪失するため高額療養費の該当回数は通算されませんでした。4月以降は同一都道府県内の他市町村へ住所異動した場合、世帯としての継続性が認められれば、同一都道府県内での住所異動は資格喪失とならないため、高額療養費の該当回数を引き継ぐことになります。

## 制度改革後も変わらないこと

市町村は引き続き、資格管理、保険給付、保険税(料)率の決定、賦課・徴収、保健事業などを実施しますので、各種申請や届け出などは、4月以降もお住まいの市町村で手続きします。また、保険税(料)についても、お住まいの市町村に納めます。

## 後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の特別徴収4・6・8月は仮徴収期

平成30年度の後期高齢者医療保険料および国民健康保険税が特別徴収(年金天引き)となる方の保険料(税)は、6月以降、前年分(平成29年1月~12月)の所得状況を確認し、年額を決定します。このため、4・6・8月の特別徴収は、前年度の保険料(税)額により仮の徴収額で行う「仮徴収」になります。※普通徴収(納付書や口座振替で納付)の方は、仮徴収はありません

### 【平成30年2月に特別徴収と なっていた方】

原則として、仮徴収額は、平成30年2月の特別徴収額と同額です。

### 【平成30年4月から新たに特別徴収となる方】

仮徴収額は、平成29年度の年間相当額保険料(税)の約6分の1が1回当たりの仮徴収額となります。なお、10月以降の徴収額は、7月に決定する平成30年度保険料(税)の年額から仮徴収合計額を差し引いた額です。

☎ 保険年金課国民健康保険係 (☎ 042-387-9832)、高齢者医療係 (☎ 042-387-9834)

## 平成30年度 国民年金保険料

4月からの国民年金保険料は、1万6千340円(付加込みは1万6千740円)です。第1号被保険者、任意加入被保険者の方に、日本年金機

構から納付書が郵送されます。

口座振替の方は、前納または毎月納付(当月末振替による早割)の4月分が5月1日に引き落とされます。

### 【退職した方(60歳未満)は国民年金の手続きを】

必要書類等▽退職日が確認できるもの(離職票、退職証明書、社会保険・厚生年金資格喪失証明書など)▽年金手帳▽印鑑

### 【学生納付特例は 毎年度申請が必要です】

収入が少なく、保険料を納めることが困難な学生の方には、保険料の納付が猶予される学生納付特例があります。平成29年度に申請し、引き続き平成30年度も希望する場合は、再度申請が必要です。

必要書類等▽年金手帳▽学生証または在学証明書▽印鑑  
☎ 保険年金課国民年金係(市役所第二庁舎2階)☎ 042-387-9844

### 平成30年度課税台帳の閲覧・縦覧帳簿の縦覧

【閲覧】ご自分の土地・家屋・償却資産の評価額等が閲覧できます。

【縦覧】市内の土地や家屋の評価額等を縦覧できます。☎ 納税者本人の委任状

を有する代理人

◆共通◆  
時 4月2日(月)~5月31日(木) ※閲覧は、6月1日以降も可能です

¥ 無料(借地・借家人および縦覧期間後の閲覧は有料) 持本人を確認できるもの(運転免許証、健康保険証、納税通知書等)。借地・借家人が閲覧する際は、併せて借地・借家人であることを確認できる書類(賃貸借契約書等)

所 資産税課(市役所第二庁舎3階)☎ 042-387-9821

### 平成30年度 固定資産税・都市計画税 納税通知書の送付

5月1日に納税通知書を発送します。

課税対象となるのは、平成30年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産をお持ちの方です。(償却資産は固定資産税のみ) 税額の計算方法等については、納税通知書をご確認ください。

※償却資産とは、経営者などが、その事業のために用いることができる構築物・機械・器具・備品等のことです  
☎ 資産税課(☎ 042-387-9821)

### 勤労者福祉サービス センター会員募集

勤労者福祉サービスセンターは、中小企業の個々の事業所では対応が難しい従業員の共済給付事業や福利厚生事業などの福祉事業を支援する団体です。共済給付事業として、結

婚・出生等祝い金や傷病休業保険金、死亡弔慰金などのほか、福利厚生事業として、各種施設の利用割引、宿泊費補助、健康診断や人間ドックの利用助成、バスツアーなどに参加費助成も行っています。

平成30年3月1日現在、市内675事業所、千289人の方が会員として加入しています。

☎ 市内の事業所に勤務する勤労者と事業主、市内に居住し、市外の中小企業に勤務する勤労者

¥ 500円(月額) 勤労者福祉サービスセンター (☎ 042-387-2525)

### 宝くじの助成金で 防火衣を配備

宝くじの社会貢献広報事業として、(一財)自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源として実施している平成29年度ユニティ助成事業を活用し、消防団の防火衣を配備しました。



☎ 地域安全課防災消防係 (☎ 042-387-9807)

### ふれあいメロディーの 放送時間の変更

4月1日から、「ふれあいメロディー」(定時放送)の放送時間が変わります。 放送時間 午後5時(4月~10月) 地域安全課防災消防係 (☎ 042-387-9807)